

別記 3

大規模公共事業継続評価にあたっての判定基準

- 1 自然環境等の状況及び環境配慮事項
以下の判定基準に基づき、評価を行う。

評 価	判 定 基 準
a	・自然環境保全指針の「優れた自然」の保全区分毎の保全方向に沿って積極的な対応をしているもの
b	・自然環境保全指針の「優れた自然」の保全区分毎の保全方向に沿った対応をしているもの
c	・自然環境保全指針の「優れた自然」の保全区分毎の保全方向に沿った対応となっていないもの

保全方向に沿って積極的な対応をしているものの例

- ・事業についての環境、景観に関する検討会等を設けて、専門家の指導を受け、また地域住民等からの意見を伺いながら事業を進めている（進めようとしている）もの。
- ・現況における環境保全のみではなく、あらたに環境の再生や創造に努めているもの。
- ・特殊な工法を採用すること等によって、特に環境、景観に配慮して事業を進めている（進めようとしている）と認められるもの。

- 2 事業に関する指標からみた評価
以下の判定基準に基づき、評価を行う。

評 価	判 定 基 準
a	・各評価指標の評点の合計が、80 点以上のもの
b	・各評価指標の評点の合計が、60 点以上 80 点未満のもの
c	・各評価指標の評点の合計が、60 点未満のもの

- 3 総合評価
「1 自然環境等の状況及び環境配慮事項」及び「2 事業に関する指標からみた評価」の2つの項目評価の結果を受けて、以下の判定基準に基づき総合評価を行う。

総 合 評 価	判 定 基 準	【項目評価の組み合わせ】
		1 自然環境等の状況及び環境配慮事項 2 事業に関する指標からみた評価
A A	・いずれも a 評価となっているもの	a a
A	・ a 評価と b 評価で構成されているもの	a b、b a
B	・いずれも b 評価となっているもの	b b
C	・いずれかが c 評価となっているもの	a c、b c、c a、c b、c c